

県有林に入林する際の手続等に関する規程

制定 平成 21 年 10 月 5 日伺定
(同年 10 月 5 日実施)
平成 23 年 10 月 17 日改正

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、県有林の適切な管理を図るため新潟県公有財産事務取扱規則によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入林者の留意事項)

第 2 条 県有林に入林する場合は、次のことに留意しなければならない。

- (1) 関係法令や本条各号の規定、ルール、マナーを守り、節度ある行動を心がけること。
- (2) 原則として歩道を通行するものとし、立木竹の伐採及び損傷（踏荒らしを含む。）を与える行為を行わないこと。
- (3) 作業道を車両通行するときは、第 3 条に定める届出をするとともに、歩行者等に十分注意し、低速で通行すること。
- (4) 入林にあたっては、自らの判断と責任で無理のない計画を立て、事故及び怪我等のないよう十分注意すること。
- (5) たき火はしないこと。たばこの吸殻は、林内に捨てずに持ち帰ること。また、その他の火気の使用は消火の準備をした上で慎重に取り扱うこと。
- (6) 生態系を乱す恐れがある、動植物を持ち込まないこと。
- (7) 入林による事故、怪我及び車両の物損等については、県は一切の責任を負わないものであること。
- (8) その他、県の指示に従うこと。

(入林届出書)

第 3 条 各種調査、学術研究、測量、イベント及び報道取材等の行為（以下「作業等」という。）を目的として入林しようとする者及び作業道で車両を使用する者は、入林しようとする日から起算して 7 日前までに県有林を所管する地域振興局長に第 1 号様式による入林届出書を提出するものとする。

- 2 森林法及び自然公園法その他関係法令に基づく許可が必要な行為を行う場合は、別途必要な許可手続きを行うものとする。
- 3 一般的な登山や釣り、森林浴などの森林レクリエーションを目的として入林する場合は、車両を使用する場合を除き、第 1 項の規定は適用しない。

(計画の内容確認)

第 4 条 地域振興局長は、入林届出書に記載された入林の目的、内容等が県有林の管理上適当でないとき認めるときは、当該入林届出書を提出した者に対しその計画を変更すべき旨を指示し、それに従わない場合は入林を認めないことができる。

- 2 入林届出書において、車両を使用する希望がある場合は、別記第 2 号様式による県有林車両使用届出済証を発行するものとする。
- 3 入林届出書を提出した者は入林届出書に基づく作業等を終了した場合、速やかに地域振興局長に連絡するものとする。
- 4 前項の連絡を受けた地域振興局長は、定期的に農林水産部長へ入林届出書の写しを提

出するものとする。

(損失補償)

第5条 土地の形状変更または立木伐採を伴う場合は、新潟県県有林県行造林地の土地及び立木の損失補償額算定要領及び新潟県県有林・県行造林立木の損失補償事務取扱要領により取り扱うものとする。

(その他)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則 (平成21年10月5日林 第596号)

1 この規程は、平成21年10月5日から施行する。